

柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月14日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第12号

柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年柴田町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自</p>

動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者か

動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者か

らの申請に基づき、委員会が確認したものに
限る。) を乗じて得た金額 (1円未満の端数がある
場合には、その端数は、1円とする。) を、第6
条後段において準用する第2条ただし書に規定
する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作
成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラ
の作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び
支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届
出をした者に限る。)が同条の契約に基づき
当該契約の相手方であるポスターの作成を業
とする者に支払うべき金額のうち、当該契約
に基づき作成された選挙運動用ポスターの1
枚当たりの作成単価(当該作成単価が**541
円31銭**に当該選挙のポスター掲示場の数を
乗じて得た金額に**158,125円**を加えた
金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除し
て得た金額(1円未満の端数がある場合に
は、その端数は1円とする。))を超える場合
には、当該除して得た金額)に当該選挙運動
用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、
当該選挙のポスター掲示場の数に相当する
数の範囲内のものであることにつき、委員
会が定めるところにより、当該候補者からの
申請に基づき、委員会が確認したものに
限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段に
おいて準用する第2条ただし書に規定する
要件に該当する場合に限り、当該ポスターの
作成を業とする者からの請求に基づき、当
該ポスターの作成を業とする者に対し支払
う。

らの申請に基づき、委員会が確認したものに
限る。) を乗じて得た金額 (1円未満の端数
がある場合には、その端数は、1円とする。) を、
第6条後段において準用する第2条ただし書
に規定する要件に該当する場合に限り、当該
ビラの作成を業とする者からの請求に基づ
き、当該ビラの作成を業とする者に対し支
払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及
び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届
出をした者に限る。)が同条の契約に基づき
当該契約の相手方であるポスターの作成を業
とする者に支払うべき金額のうち、当該契約
に基づき作成された選挙運動用ポスターの1
枚当たりの作成単価(当該作成単価が**525
円6銭**に当該選挙のポスター掲示場の数を
乗じて得た金額に**155,250円**を加えた金
額を当該選挙のポスター掲示場の数で除し
て得た金額(1円未満の端数がある場合に
は、その端数は1円とする。))を超える場合
には、当該除して得た金額)に当該選挙運動
用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、
当該選挙のポスター掲示場の数に相当する
数の範囲内のものであることにつき、委員
会が定めるところにより、当該候補者からの
申請に基づき、委員会が確認したものに
限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段に
おいて準用する第2条ただし書に規定する
要件に該当する場合に限り、当該ポスターの
作成を業とする者からの請求に基づき、当
該ポスターの作成を業とする者に対し支払
う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。